

30by30 目標達成のカギ「OECM」

環境省自然環境局自然環境計画課 課長補佐
小林 誠

1. 30by30 目標とは

30by30(サーティバイサーティ)目標、初めて耳にする方も多いかもしれない。「30by30 目標」とは、「2030 年までに陸と海の 30%以上を保全することを目指す目標」である。2010 年に愛知県名古屋で開催されたCOP10(生物多様性条約第 10 回締約国会議)で採択された生物多様性の世界目標である「愛知目標」。これに継ぐ新たな世界目標が今年開催予定のCOP15で採択見込みであり、「30by30 目標」は具体的な目標のひとつとして検討されている。この世界目標の決定に先立ち、2021 年6月に開催されたG7サミットにおいて、G7各国は自国での 30by30 目標を約束している。よって、日本は既に 30by30 目標達成に向けて動き出している。

では、現状、日本ではどの程度の面積が保全されているのであろうか。答えは、陸域は 20.5%、海域は 13.3%である。現在、これらは法令に基づく保護地域でカウントしている。海域における「保護地域」は、「自然公園(国立公園など)、自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、沿岸水産資源開発区域・指定区域、共同漁業権区域」が該当する。なお、海域の保護地域は 8.3%の状況であったが、2020 年に「沖合海底自然環境保全地域」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、13.3%となった(法令に基づく区域によって、沿岸域の 72.1%、沖合域の 10%、全体で 13.3%が保護地域に指定)。

ところで、なぜ 30%の保全を目指すのか。国内外の研究により、例えば、「世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の 33.8%まで拡大が必要」や「日本の保護地域を 30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み」といった指摘がなされる等、生物多様性の保全を進めるためにまずは 30%保全を目指すことが重要と考えられている。

生物多様性の恵みである「生態系サービス」は、私たちの社会を支えているが、過去 50 年間で劣化傾向にある。そのような中、30%保全によって、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことが期待できる。例えば、「CO₂ の吸収・固定」、「防災・減災に寄与する自然の再生」、「プラスチック代替のバイオマス資源の持続的な生産」、「鳥獣被害の防止、感染症対策と豊かな恵み」、「環境に配慮した持続可能な農業の推進」、「疲れを癒し免疫力を高め、健康な生活と活力ある地域を支える自然とのふれあい」等々、30by30 目標達成によって数多くの効果が期待できる。

2. OECM とは

30by30 目標達成に向けて、達成のカギとなるのが「OECM」である。OECM とは Other Effective area-based Conservation Measures の略であり、簡単に言うと「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」のことである。たとえば、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ等民間団体が生物多様性保全を目的として管理している場所のみならず、企業の水源の森、手入れがされている里地里山や森林施業地、企業敷地や都市の緑地、研究や環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の土地・河川敷、試験・訓練のための草原、沿岸の干潟等といった多様なエリアのうち、管理の結果として生物多様性の保

全が図られているエリアが該当する。環境省では、このようなエリアのうち、企業や地域といった民間等の取組により結果的に生物多様性保全に貢献している区域を「自然共生サイト(仮称)」として認定する仕組みを構築中であり、2023 年度から認定開始予定である。2023 年中には少なくとも 100 カ所以上を認定することを目指している。では、「自然共生サイト(仮称)」イコール OECM なのかといえばそうではない。というのも、日本の場合、国立公園など保護地域に指定されている場所であっても、企業や地域によって生物多様性保全が図られている場所は存在し、このような場所の質を向上させる手段として「自然共生サイト(仮称)」認定を活用したいと考えているからである。よって、「自然共生サイト(仮称)」認定サイトのうち、保護地域との重複を除いた、つまり、保護地域「外」の区域を OECM として整理することとしている。

「自然共生サイト(仮称)」認定にあたっては、基準が必要である。基準は、COP 決定 14/8 の付属文書 III「OECM についての科学的技術的助言」や IUCN のガイドライン「Site-level methodology for identifying other effective area-based conservation measures (OECMs) [IUCN, 2020]」を参照して作成した。基準は大きく4つのパートで構成されている。一つ目が、境界・名称に関する基準、二つ目が、ガバナンス・管理に関する基準、三つ目が、生物多様性の価値に関する基準、4つ目が、管理による保全効果に関する基準である。環境省では、この認定基準を用いて、2022 年度から認定のための仕組みを「試行」しており、2023 年度からの正式認定開始に向けて、今後、認定基準の更なる精査や認定体制の検討を深めていく予定としている。

3. 海域の OECM とは

陸域の OECM は比較的イメージしやすく、国や地方公共団体だけでなく、企業、団体、個人の方々の管理サイトや活動も主役になり得るが、海域の OECM は陸域とは異なる考え方が必要である。

そのため、環境省では令和3年度に、海域における OECM とはどのようなものなのか、その考え方を検討した。

まず、海洋生物多様性保全戦略を参考に、国内において海洋生物多様性に影響を及ぼすおそれのある問題について、エリアベースの保全がその課題解決に直接・間接的に貢献する可能性があるものを整理した。例えば、生態的ネットワークの構築、陸域からの土砂流入・化学物質による影響、海水温の上昇によるサンゴの白化、プラスチック等の漂流漂着ごみによる海岸環境・漁業活動・生物への悪影響、開発行為による生物の生息場の喪失、漁村の過疎化や漁業者の高齢化による沿岸域の環境保全活動の後退などの課題解決に貢献できるのではないかと考えている。

OECM 候補地を検討していく際には、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を参考に、科学的な検討プロセスを経て抽出していくことが効果的である。また、OECM 設定区域で生産された海産物をブランド化する等、OECM の価値を高めていく取組も重要である。なお、陸域における活動が海域にどう影響しているのかという視点も重要である。

広大な海域において、OECM の取組を実施していくためには様々な主体との連携が欠かせない。さらに、モニタリングを含む適切な管理を行うに当たっては、既存の海域の利用や管理を生物多様性保全とも連携させていくことも有効である。

これらを踏まえた、海域における OECM の考え方の案は以下のとおりである。

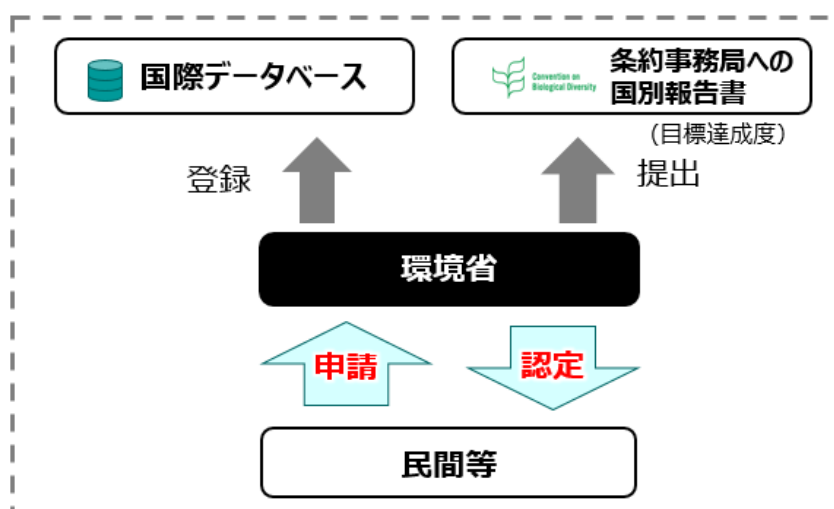
「多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施と通じて、多面的な利用と生物多様性の保全の両立を図られる海域」。

この考え方の案に基づき、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域を OECM とすることについて、特に沖合域における海域を主体に検討しており、今後、該当する場所の整理を進めてまいりたい。

一方で、干潟、藻場、サンゴ礁等、沿岸域の一部では民間の保全活動が行われていることから、そのような取組については、陸域を中心に検討している「自然共生サイト(仮称)」認定の仕組みが適用できると考えている。上述したように「自然共生サイト(仮称)」イコール「OECM」ではなく、「自然共生サイト(仮称)」は保護地域の内外問わず認定できる仕組みである。日本の沿岸域はすでに7割が保護地域に指定されており、瀬戸内海も国立公園など保護地域として指定されている場所が多い。そのため、野心的な取組として、保護地域として指定されている場所であっても更なる高みを目指していくために、「自然共生サイト(仮称)」認定を進めていきたい。しかしながら、認定基準は陸域を中心に考えてきた。そこで、沿岸域にも認定基準が当てはまるかを検証するため、令和3年度にいくつかの沿岸域をケーススタディとしてデスクトップ調査した。ケーススタディ対象地はサンゴ礁、干潟、海岸、藻場と異なる4タイプとした。デスクトップ調査の結果、陸域を意識した認定基準であっても沿岸域に概ね適用できることが分かったが、強いて言えば、ガバナンス・管理に関する基準、つまり、対象となる沿岸域の所有者や管理者の考え方の整理は必要であろうと考えている。令和5年度から正式認定開始に向けて、現在、沿岸域もいくつか対象にしながらか「自然共生サイト(仮称)」の「試行」や「課題調査」を実施しているところである。

4. 最後に

深海から沿岸・里海までの多様な海域には、海棲哺乳類、海鳥類、魚類をはじめ多くの生物が生息している。我が国の海域は、黒潮、親潮、対馬暖流等の海流と、列島が南北に長く広がることから、多様な環境が形成されている。また、沿岸域には約 35,000km の長く複雑な海岸線や、豊かな生物相を持つ干潟・藻場・サンゴ礁・砂浜・砂堆・岩礁・海草帯・マングローブ林等の多様な生態系がみられる。30by30 目標を契機として、本稿で紹介した「自然共生サイト(仮称)」認定や海域の OECM の設定だけでなく、国立公園の海域公園地区制度など、様々なツールを用いて、それぞれの生態系を守っていきたい。



「自然共生サイト(仮称)」認定の仕組み